

乗合タクシー制度における特定目的地停留所の募集について

本市は、これまで行ってきたコミュニティバス路線等の再編では、バス型車両での集落内の狭い道の運行や新規路線の運行は物理的にも財政的にも限界があり、超高齢社会を迎える中で、運転免許返納後の交通手段をどのように確保するか等、公共交通における課題がありました。こうした課題を解消し、市民の身近な交通手段を確保するため、平成30年10月よりバスとタクシーの中間的なサービスである乗合タクシーの運行を開始しました。

乗合タクシー制度の概要

【利用対象者】利用対象者は、亀山市民で、運行車両への乗り降りに介助などが必要なく、次のいずれかに該当し、事前に利用者登録をされた人。

利用要件		年齢制限
①	満65歳以上満75歳未満で四輪運転免許がない人	あり
②	満75歳以上の人	
③	運転免許を自主返納した人	なし
④	心身的な理由により四輪運転免許を取得できない人	
⑤	心身的な理由により車を運転できない人	

【運行形態】利用者の予約に応じて、他の人と乗り合いにより、定められた乗降場所から目的地までを運行します。

【運行日】月曜日から土曜日まで。〔日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）は運休〕

【運行時間】午前9時30分～午後5時30分

【運行車両】運行事業者が所有するセダン型のタクシー車両にて運行します。

【乗降場所】利用者が登録した自宅近くの停留所（地域停留所または特定目的地停留所）を乗降場所とします。なお、目的地（特定目的地停留所）は原則公共施設や鉄道駅などとなります。ただし、民間施設は、初年度のみ負担金をご負担いただくことにより目的地とします。

【利用料金】乗降場所に応じてお一人500円、1,000円、1,500円となり、乗り合いとなった場合は、お一人400円、800円、1,200円となります。料金は直接乗務員に支払います。乗降場所ごとの料金は、市ホームページやのりかめさんご利用ガイドに掲載しています。

特定目的地停留所の募集について

【趣旨】特定目的地停留所の設置を希望される事業者様を募集しています。乗合タクシーは、乗降場所（地域停留所または特定目的地停留所）と原則公共施設や鉄道駅などの目的地（特定目的地停留所）を結ぶ運行となりますが、民間施設については初年度のみ負担金をご負担いただくことにより目的地として追加します。

【応募資格】・亀山市内の施設であること。

- ・1店舗の場合は初年度3万円、支店等が2店舗以上の場合は初年度5万円をご負担いただくこと。（次年度以降、負担金はゼロとなります。）

【メリット】・特定目的地停留所を設置します。

- ・特定目的地停留所の設置により施設の利便性が向上し、来客者の増加につながります。
- ・乗合タクシーの利用案内パンフレット等に特定目的地として掲載させていただきます。

【応募方法】・応募される事業者様は、電話・電子メールでご連絡ください。（手続きの詳細をご案内します。）

（お問合せ先）亀山市政策部政策推進課 交通政策グループ

電話 0595-84-5066

メール : kotsu@city.kameyama.mie.jp

R4.5.1